

第3回委員会の提言骨子

主な修正箇所

## 1 第3回委員会時における委員の主な意見の反映

- ①情報公開と行政文書の適正な管理は車の両輪であることを明記すること。( p2「行政文書の意義及び位置づけ」関係 【方針又は具体策①】の③ )
- ②規程形式は、条例とすること。(p2「規程形式」関係の【方針又は具体策②】)
- ③廃棄に当たって、第三者が関与できる仕組みとすること。(p7「廃棄関係」の【方針又は具体策⑬】)

注：()内のページ数については、資料5での記載ページを表します。

※「提言の対象を、熊本県の各執行機関とする」との御意見については、提言書(素案)「3 最後に 適正な行政文書の管理のために」の、最後の段落に記載しております。

## 2 表現の修正

※「公文書等の管理に関する法律」と同じ表現に修正しました。

- ①行政文書の適切な管理→行政文書の適正な管理
- ②歴史的文書→歴史公文書

## 3 その他

- ①御意見をいただく際に、特定しやすいよう、【課題】、【現状】及び【方針・具体策】について、通し番号を付けました。なお、実際の提言の際は、削除します。
- ②注釈を当該ページの下部に追加しました。